

# 「西宮市男女共同参画センター ウェーブ」 フェイスブックアカウントの運用ガイドライン

平成 28 年 12 月 28 日策定  
令和 6 年 2 月 1 日改訂  
西宮市男女共同参画推進課

## 1. 目的

「西宮市男女共同参画センター ウェーブ」フェイスブックは、西宮市男女共同参画推進課が行う事業の広報や男女共同参画の推進を図るための情報をタイムリーに市内外に広く発信することを目的とします。

## 2. 用語の定義

この規定において、つぎの各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

### (1)フェイスブック

メタ社により2004年に開発された民間サービスで、実名による投稿をインターネット上で不特定多数に公開(発信・閲覧)できるコミュニケーションサービスである。

利用者は無料でアカウント(権利及びユーザー名)を取得し、手軽に文章や写真の投稿、他の利用者と会話などができる。

### (2)アカウント

フェイスブックを設置・運用するために取得した権利及びユーザー名をいう。

### (3)いいね！

他のユーザーが投稿した記事に対して、共感や評価など肯定的な意思表示を投稿者に伝えることができる機能をいう。

### (4)コメント

他のユーザーが投稿した記事に対し、意見や感想などを投稿することをいう。

### (5)シェア

他のユーザーが投稿した記事を、自分のウォール(フェイスブック上で自分の投稿が表示される場所)に表示し、他の利用者と共有できる機能をいう。

### (6)友達

フェイスブック上で交流することを認めた特定のユーザーをいう。

## 3. 運営主体及び公式アカウントの管理

(1)「西宮市男女共同参画センター ウェーブ」フェイスブックの運営主体は、市民局人権推進部男女共同参画推進課とする。

(2)公式アカウント名は西宮市男女共同参画センター ウェーブとし、アカウントの登録メールアドレス

は男女共同参画推進課の組織メールアドレスとする。

(3)公式アカウントのURLは、 <https://www.facebook.com.nishi.wave/> とする。

(4)公式アカウント及び投稿に必要なパスワードの管理は男女共同参画推進課長が行い、パスワードは定期的に変更する。

(5)成りすましによる誤情報の流布を防止するため、公式アカウントを市ホームページで明示する。

#### 4. 運用方法

##### (1)発信する環境

発信に利用できる機器は、セキュリティレベルを確保するため、原則として総務局デジタル推進部が管理する庁内ネットワーク基盤に接続された端末のみとする。

##### (2)発信時間

発信時間は、原則として、開庁時間内(平日の午前8時45分から午後5時30分まで)とする。ただし、災害時など、この時間帯以外にも必要に応じて発信する場合がある。

##### (3)発信内容

ア. 西宮市男女共同参画センター ウェーブの事業の広報  
(講座、相談事業、いきいきフェスタ等の紹介)

##### イ. 男女共同参画関連情報の発信

##### (4)発信方法

投稿は、男女共同参画推進課職員が記事について男女共同参画推進課長まで決裁のうえ行う。

##### (5)「いいね!」、シェア、コメント、友達申請の制限

「いいね!」、シェア、コメント、友達申請は、原則として行わない。ただし、政府機関や地方公共団体などの公的機関、西宮市の公式アカウントで、男女共同参画推進課長が業務上、特に必要と認めるアカウントや投稿については、この限りではない。

#### 5. 情報発信する際の留意事項

「西宮市ソーシャルメディア公式アカウント運用等に関するガイドライン」に掲げる「3. 運用にあたっての基本原則」及び、「4. 運用全般に関する事項の(4)発信及び意見・質問等への対応に関する留意事項」を遵守すること。

#### 6. トラブルへの対応

「西宮市ソーシャルメディア公式アカウント運用等に関するガイドライン」に掲げる「4. 運用全般に関する事項の(5)リスク回避とトラブルへの対応」を遵守すること。

以上